

指定更新の手引

令和8年度前半
介護福祉課

1 指定の更新制の導入について

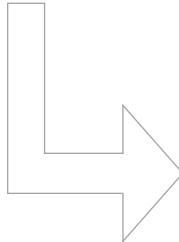
平成18年4月施行の改正介護保険法で、指定基準等を遵守し適切な介護サービスを提供することができるかを定期的にチェックする仕組みとして事業所の指定に有効期間（6年）が設けられました。

介護保険法の人員・設備等の基準を満たしていない事業所は指定の更新を受けることはできません。なお、更新を行わない場合は、指定有効期間の満了により指定の効力を失うこととなります。

※奈良市介護予防・生活支援サービス事業（以下、総合事業）の指定についても、同様の考え方です。

2 指定更新を必要としない事業

介護保険法第71条第1項又は第72条第1項（第115条の11による介護予防サービスの準用を含む）の規定による医療みなし、施設みなしの事業については、更新は不要です。ただし、介護老人保健施設や介護医療院の更新申請の際には、みなし事業の「付表・運営規程・重要事項説明書・体制届・体制等状況一覧表」の提出が必要です。



事業者	みなし指定となるサービス	更新手続き
保険医療機関（歯科・医科）	（介護予防）訪問看護 （介護予防）訪問リハビリテーション （介護予防）居宅療養管理指導 （介護予防）通所リハビリテーション	不要
保険薬局	（介護予防）居宅療養管理指導	不要
介護老人保健施設 介護医療院	（介護予防）通所リハビリテーション （介護予防）短期入所療養介護 （介護予防）訪問リハビリテーション	<u>不要</u> (ただし一定書類の提出が必要)

3 指定更新申請にあたっての留意点

- ・指定更新申請書類の提出後から更新日までの間に、申請内容に変更が生じた場合、遅滞なく変更届を提出してください。
- ・指定更新有効期限が満了するサービスを更新されない場合は、廃止手続きが必要となります。その際、廃止届を指定更新手続きの提出期限に関わらず、廃止日の1カ月前までに提出してください。
- ・休止中の事業は、指定の更新を受けることができません。休止中の事業を更新する場合は、先に再開届を提出してください。
- ・地域密着型サービスについて、他市町村の利用者がいる場合、当該他市町村においても指定更新が必要となる場合があります。各市町村にお問合せください。
- ・一つの事業所で一体的に運営している「居宅サービスと介護予防サービス」「居宅サービスと総合事業」「地域密着型サービスと介護予防地域密着型サービス」「地域密着型サービスと総合事業」について、一体的に作成している書類【例：運営規程・重要事項説明書・勤務形態一覧表など】については、**提出は1部で構いません。**可能な限り、一体的に作成してください。　※詳細につきましては、「4 指定更新の流れ」をご参照ください。

④ 指定更新の流れ

① 指定更新の案内（ホームページ上に公開）

② 必要書類の準備

- ・指定更新申請書はサービス種類毎に作成してください。なお、介護予防サービスを一体的に行っている場合は、指定更新申請書は1枚でまとめて提出してください。
(例：訪問看護と介護予防訪問看護で1枚、訪問介護と総合事業はそれぞれ別様式で1枚ずつ)
- ・一体的に運営している居宅サービスと介護予防サービスや総合事業など、書類が一体の場合、当該書類の提出は1部で構いません。可能な限り、一体的に作成してください。（例：運営規程・重要事項説明書など）
- ・指定更新に必要な書類は介護福祉課ホームページをご確認ください。

・介護保険事業所：奈良市介護福祉課 HP『事業所指定・加算減算・その他届出』
(<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/9963.html>)

・総合事業：奈良市介護福祉課 HP『【指定更新】介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の指定更新申請について』 (<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/10157.html>)

QRコードは
こちら



③ 介護福祉課に提出

«提出期限»

別添①・②『令和8年度前半指定更新対象事業所一覧』に記載されている提出期限（必着）

«提出方法»

電子申請システム・郵送・窓口・メールでご提出ください。（提出期限厳守）

・奈良市介護福祉課 HP『介護事業所の指定申請等に係る「電子申請届出システム」について』
(<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/227981.html>)

QRコードは
こちら



④ 指定更新手数料の納付

納付書を申請者（法人）あてに郵送いたします。納期限までに振り込み後、領収書の写しをご提出ください。

※令和8年度前半に指定更新有効期限を迎える事業所につきまして、一覧記載の「納付書発送予定日」に
申請者（法人）あてに郵送いたします。

なお、日程の詳細につきましては、別添①・②『令和8年度前半指定更新対象事業所一覧』をご確認ください。

参考) 指定更新手数料の額

サービス	手数料
居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、 居宅介護支援、介護老人福祉施設	11,000 円
介護老人保健施設、介護医療院	24,000 円

※介護予防サービスを一体的に行う場合（「（介護予防）訪問看護」「（介護予防）福祉用具貸与・特定
（介護予防）福祉用具販売」など）の指定更新手数料は、1サービス分のみ。総合事業は手数料不要。

※従来型とユニット型が併設（混在）している施設の場合、2件分の手数料が必要。

⑤ 指定更新決定通知書の送付